

下水道事業受益者負担金等徴収猶予基準

徴収猶予項目	猶予期間等	摘要
1 係争地の場合	受益者決定の日まで	
2 農地等	田、畑…3年を限度として農地転用の許可の日まで 山林、沼等…3年を限度として宅地化されるまで	ただし、3年経過後なお農地等と認められる場合は、更に延長する。
3 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病气又は負傷により長期療養を必要とするとき。	療養1年以上…1年以内 療養3年以上…2年以内	医師の診断書が取得できるものに限る。
4 震災又は風水害があった場合	一部破損又は床下浸水…6月以内 半壊又は床上浸水…1年以内 全壊…2年以内	罹(り)災証明が取得できるものに限る。
5 火災があった場合	一部焼失…6月以内 半焼失…1年以内 全焼失…2年以内	罹(り)災証明が取得できるものに限る。
6 盗難があった場合	300,000円以上…6月以内 500,000円以上…1年以内 1,000,000円以上…2年以内	盗難証明が取得できるものに限る。
7 その他管理者が特に徴収を猶予することを必要と認めたとき。	その都度管理者が決定する。	